

平成16年10月1日からの乳幼児医療費助成制度に関する疑義回答

問1 同一日に同一医療機関における複数診療科受診があった場合、一部負担金の徴収及びレセプトの記載はどのようになるのか。

答1 医科診療のみの場合は、最初に受診した診療科において一部負担金を徴収し、レセプトの一部負担金額欄に患者徴収額を記載します。最初の診療科で一部負担金が500円に達していない場合は、2つ目以降の診療科において500円に達するまで徴収します。以後の診療科においては一部負担金の徴収がないため、レセプトの一部負担金額欄は記載せず、摘要欄に「他科徴収」と記載します。

医科診療と歯科診療の受診の場合は、医科診療で500円まで、歯科診療で500円までをそれぞれ徴収します。

【事例1】 同一日に小児科、皮フ科の順に受診した場合(医科診療のみ／3歳未満 入院外 2割)

小児科：総医療費3,000円、自己負担額600円 皮フ科：総医療費1,200円、自己負担額240円

① 患者が国民健康保険の場合(国保レセプト)

<小児科> 一部負担金額欄に窓口徴収額を記載します。

療養の給付	保険	請求点	※ 決定点	一部負担金額 円	
		300		減額割(円) 免除・支払猶予	
公費①		点	※ 点	500	円
公費②		点	※ 点		円

*100円は福祉医療へ請求します。

<皮フ科> 摘要欄に「他科徴収」と記載します。

療養の給付	保険	請求点	※ 決定点	一部負担金額 円	
		120		減額割(円) 免除・支払猶予	
公費①		点	※ 点		円
公費②		点	※ 点		円

*小児科での一部負担金が500円に達しているため、皮フ科での徴収は不要です。240円は福祉医療へ請求します。

② 患者が社会保険の場合(福祉医療費請求書)

<小児科> 一部負担金額欄に窓口徴収額を記載します。

保険診療総点数	保険	300	点	一部負担金額	保険		円
	公費①		点		公費①	500	円
	公費②		点		公費②		円
備考							長8

*100円は福祉医療へ請求します。

<皮フ科> 備考欄に「他科徵収」と記載します。

保険診療総点数	保 险	120	点	一部負担金額	保 险	円
	公費①		点		公費①	円
	公費②		点		公費②	円
備 考	他科徵収					長 8

※小児科での一部負担金が500円に達しているため、皮フ科での徵収は不要です。240円は福祉医療へ請求します。

【事例2】 同一日に外科、小児科、眼科の順に受診した場合(医科診療のみ／3歳未満 入院外 2割)

外科：総医療費1,500円、自己負担額300円 小児科：総医療費3,000円、自己負担額600円
眼科：総医療費1,200円、自己負担額240円

① 患者が国民健康保険の場合(国保レセプト)

<外 科> 一部負担金額欄に窓口徵収額を記載します。

療養の給付	保 险	請 求 点	※ 決 定 点	一部負担金額 円		
				減額	割(円) 免除・支払猶予	
	公費①		点	※	点	円 300
	公費②		点	※	点	円

<小児科> 一部負担金額欄に窓口徵収額を記載し、摘要欄に「300円は他科徵収」と記載します。

療養の給付	保 险	請 求 点	※ 決 定 点	一部負担金額 円		
				減額	割(円) 免除・支払猶予	
	公費①		点	※	点	円 200
	公費②		点	※	点	円

※外科での一部負担金が500円に達していないため、小児科で200円を徵収します。400円は福祉医療へ請求します。

<眼 科> 摘要欄に「他科徵収」と記載します。

療養の給付	保 险	請 求 点	※ 決 定 点	一部負担金額 円		
				減額	割(円) 免除・支払猶予	
	公費①		点	※	点	円
	公費②		点	※	点	円

※240円は福祉医療へ請求します。

② 患者が社会保険の場合(福祉医療費請求書)

<外科> 一部負担金額欄に窓口徴収額を記載します。

保険診療総点数	保 険	150 点	一部負担金額	保 険		円
	公費①	点		公費①	300	円
	公費②	点		公費②		円
備 考				長8		

<小児科> 一部負担金額欄に窓口徴収額を記載し、備考欄に「300円は他科徴収」と記載します。

保険診療総点数	保 険	300 点	一部負担金額	保 険		円
	公費①	点		公費①	200	円
	公費②	点		公費②		円
備 考	300円は他科徴収			長8		

※外科での一部負担金が500円に達していないため、小児科で200円を徴収します。

400円は福祉医療へ請求します。

<眼科> 備考欄に「他科徴収」と記載します。

保険診療総点数	保 険	120 点	一部負担金額	保 険		円
	公費①	点		公費①		円
	公費②	点		公費②		円
備 考	他科徴収			長8		

※240円は福祉医療へ請求します。

【事例3】 同一日に外科、小児科、歯科の順に受診した場合(医科診療と歯科診療／3歳未満 入院外 2割)

外科：総医療費5,200円、自己負担額1,040円 小児科：総医療費3,600円、自己負担額720円

歯科：総医療費3,400円、自己負担額680円

① 患者が国民健康保険の場合(国保レセプト)

<外科> 一部負担金額欄に窓口徴収額を記載します。

療養の給付 保 険	請 求 点 520	※ 決 定 点	一部負担金額 円		
			減額 割 (円)	免 除・支 払 猶 予	
			500	円	
公費①	点	※ 点			
公費②	点	※ 点			

※540円は福祉医療へ請求します。

<小児科> 摘要欄に「他科徵収」と記載します。

療養の給付	保険	請求点 360	* 決定点	一部負担金額 円 減額 割(円) 免除・支払猶予	他科徵収
	公費①	点	* 点	円	
	公費②	点	* 点	円	

※外科での一部負担金が500円に達しているため、小児科での徵収は不要です。
720円は福祉医療へ請求します。

<歯科> 患者負担額(公費)欄に窓口徵収額を記載します。

公費分 点 数	請求	点	合計	340	
	決定	* 点		*	点
患者負担額 (公費)	500		決 定	* 点	
高額療養費	*	円	一部負担 金額	減額 割(円) 免除・支払猶予	円

※医科診療での徵収額に関係なく、歯科診療での一部負担金を500円に達するまで徵収します。
180円は福祉医療へ請求します。

② 患者が社会保険の場合(福祉医療費請求書)

<外科> 一部負担金額欄に窓口徵収額を記載します。

保険診療総点数	保険	520 点	一部負担金額	保険	円
	公費①	点		公費①	500 円
	公費②	点		公費②	円
備考				長 8	

※540円は福祉医療へ請求します。

<小児科> 備考欄に「他科徵収」と記載します。

保険診療総点数	保険	360 点	一部負担金額	保険	円
	公費①	点		公費①	円
	公費②	点		公費②	円
備考	他科徵収			長 8	

※外科での一部負担金が500円に達しているため、小児科での徵収は不要です。720円は福祉医療へ請求します。

<歯科> 一部負担金額欄に窓口徵収額を記載します。

保険診療総点数	保険	340 点	一部負担金額	保険	円
	公費①	点		公費①	500 円
	公費②	点		公費②	円
備考				長 8	

※医科診療での徵収額に関係なく、歯科診療での一部負担金を500円に達するまで徵収します。
180円は福祉医療へ請求します。

問2 月の途中で市町村(保険者)の変更があった場合には、一部負担金の徴収はどのようになるのか。

答2 乳幼児医療一部負担金の徴収については、市町村により内容が異なるため、変更前後の一部負担金は通算せず、各市町村ごとにそれぞれ限度日数を適用します。

問3 1ヶ月の一部負担金が500円に満たない場合、乳幼児医療公費への請求額は生じないことになるが、国保レセプト及び福祉医療費請求書には、一部負担金額及び乳幼児医療公費負担者番号は記載するのか。

答3 国保レセプト及び福祉医療費請求書のいずれも一部負担金額及び乳幼児医療公費負担者番号を記載します。

【事例】乳幼児医療のみ(他公費併用なし)

A診療所へ1ヶ月に1日のみ受診(3歳未満 入院外 2割)の場合
総医療費1,750円、自己負担額350円

① 患者が国民健康保険の場合(国保レセプト)

『公費負担者番号①』及び『受給者番号①』に乳幼児医療の番号を記載します。

市町村番号								老人医療の受給者番号						
公費負担者番号①	9	0	3	4	○	○	○	公費負担医療の受給者番号①	○	○	○	○	○	○
公費負担者番号②								公費負担医療の受給者番号②						

『一部負担金額 公費①』に窓口徴収額を記載します。

療養の給付	保 險	請 求 點		※ 決 定 點		一部負担金額 円 減額割(円)免除・支払猶予 円	
		175					
		公費①	点	※	点		
		点		※ 點		350	
		点		※ 點		※ 点	

※福祉医療への請求はありません。

② 患者が社会保険の場合(福祉医療費請求書)

『福祉医療公費負担者番号』及び『受給者番号』に乳幼児医療の番号を記載します。

他 公 費 公費負担者番号						他公費負担医療の受給者番号								
福 祉 医 療 公 費 負 担 者 番 号	9	0	3	4	○	○	○	○	福祉医療公費負担医療の受給者番号	○	○	○	○	○

『一部負担金額 公費①』に窓口徴収額を記載します。

保 險 診 療 總 點 數	保 險	175 点		一部負担金額 公費① 350 円 公費② 円	
	公費①	点			
	公費②	点			

※福祉医療への請求はありません。

問4 乳幼児医療一部負担金については、10月1日からも入院のみ無料若しくは入院通院とも無料としている市町村があるが、一部負担金がない場合におけるレセプトの記載はどのようになるのか。

答4 一部負担金額欄は空欄ではなく、0(ゼロ)を記載してください。

【事例1】 乳幼児医療のみ（他公費併用なし）の場合

総医療費4,500円 自己負担額1,350円（3歳以上 入院外 3割）

① 患者が国民健康保険の場合（国保レセプト）

『一部負担金額 公費①』に0(ゼロ)を記載します。

保 険 療 養 の 給 付	請 求 点 450	※ 決 定 点	一部負担金額 円		
			減額 割 (円) 免除・支払猶予	円	円
公費①	点	※ 点	0	円	円
公費②	点	※ 点		円	円

② 患者が社会保険の場合（福祉医療費請求書）

『一部負担金額公費①』に0(ゼロ)を記載します。

保 険 診 療 総 点 数	保 険 450 点	一部負担金額 公費①	保 険 円		
			保 険 円	公 費 ① 円	公 費 ② 円
公費②	点	点		円	円

【事例2】 他公費との併用がある場合

10結核公費対象総医療費8,400円 10結核の自己負担額420円

10結核公費対象外医療費3,200円 医療保険の自己負担額960円（3歳以上 入院外 3割）

① 患者が国民健康保険の場合（国保レセプト）

『一部負担金額 公費②』に0(ゼロ)を記載します。

保 険 療 養 の 給 付	請 求 点 1,160	※ 決 定 点	一部負担金額 円		
			減額 割 (円) 免除・支払猶予	円	円
公費①	点	※ 点	0	円	円
公費②	点	※ 点		円	円

② 患者が社会保険の場合（福祉医療費請求書）

『一部負担金額 公費②』に0(ゼロ)を記載します。

保 険 診 療 総 点 数	保 険 1,160 点	一部負担金額 公費①	保 険 円		
			保 険 円	公 費 ① 円	公 費 ② 円
公費②	点	点		円	円

乳幼児医療一部負担金の徴収については、市町村によって内容が異なりますので、受給者証に明記してある一部負担金限度額欄をご確認の上、窓口で徴収してください。なお、一部負担金限度額欄に「なし」若しくは「無料」等が明記されている場合は、一部負担金の徴収は必要ありませんのでご注意ください。

問5 月を超えての継続入院の場合、一部負担金は前後の入院日数を通算して14日まで徴収するのか。それとも各月ごとにそれぞれ最大14日分を徴収するのか。

答5 一部負担金は各月ごとにそれぞれ最大14日分を限度に徴収します。

問6 同月内で入院と入院外の両方があった場合、一部負担金は入院で最大14日まで、入院外で最大4日までをそれぞれ徴収するのか。

答6 そのとおり。

入院は入院で月14日までを限度とし、入院外は入院外で月4日までを限度にそれぞれ一部負担金を徴収します。

問7 一部負担金の徴収については市町村ごとに対応が異なっているが、医療機関においてはどのようにして徴収額を判断するのか。

答7 乳幼児医療費受給者証の「一部負担金（自己負担）限度額」欄に、患者さんから徴収する額及び月の徴収限度日数が記載しております。医療機関においては、必ず乳幼児医療費受給者証の「一部負担金（自己負担）限度額」欄をご確認いただき、窓口徴収をお願いします。

なお、一部負担金なしとしている市町村が発行する乳幼児医療費受給者証の「一部負担金（自己負担）限度額」欄には、「なし」若しくは「無料」等の記載があります。

この場合は一部負担金の徴収は必要ありません。

問8 小学校就学前の6歳児であるかどうかは、医療機関でどのように判断するのか。

答8 乳幼児医療費受給者証の「有効期間」欄の期限を満6歳に達する日以後の最初の3月31(就学日の前日まで)としていますので、医療機関で生年月日等から判断していただく必要はありません。

問9 市町村合併に伴い乳幼児医療費受給者証の公費負担者番号が変更になると思われるが、10月以降に合併する市町村の新しい公費負担者番号を教えてほしい。(一部負担金徴収に関するシステム設計上必要なため。)

答9 現時点で決定しているところは次のとおり。

新		旧		合併年月日
市町村名	公費負担者番号	市町村名	公費負担者番号	
安芸太田町	90340449	加計町	90340449	16年10月1日
		筒賀村	90340456	
		芦河内町	90340464	
世羅町	90340811	甲山町	90340811	16年10月1日
		世羅町	90340829	
		世羅西町	90340837	

<問い合わせ先> 広島県福祉保健部長寿社会総室国保医療室 老人医療グループ
電話番号 県庁代表 082-228-2111 内線3214